

美祢市住宅リフォーム助成事業対象工事一覧表

工事の内容	対象	備考
屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	○	
雨樋の取替	○	
床、壁、天井材の張替	○	
ドア、ふすま、障子等、建具の取替	○	
サッシの設置、取替	○	
ガラス、網戸の交換	○	建具取替工事と一体であること
カウンター、棚の設置	○	
間取り等の変更に伴う壁等の改修	○	
畳取替、畳表替	○	
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	○	他の助成を受けたものは対象外
合併処理浄化槽の設置	○	他の助成を受けたものは対象外
浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修	○	
給排水衛生設備工事	○	
システムキッチンの設置	○	
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置	○	
火災報知機の設置	×	工事を伴うものは対象
防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための工事	○	
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○	
エレベーターの設置	○	
スイッチ、コンセント、配線等の電気工事	○	
電気製品（エアコン、テレビ、照明器具等）の購入	×	
玄関フード・サンルームの増築	○	住宅と一体であること
バルコニーの増築	○	
住宅と同一棟の車庫、物置等の設置、改修、増築	×	
住宅と別棟の車庫、物置等の設置、改修、増築	×	
渡り廊下で住宅とつながる棟の増築	×	
増築（10㎡以内に限りです）	○	既存住宅と離して別棟を新增築するものは対象外
併用住宅のうち、住居部分に係る改修、増築	○	
併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築	×	
門、塀ほかの外構工事	×	
ウッドデッキ、パーゴラの設置	×	
広告、看板の設置	×	
床暖房設備工事	○	
ソーラーシステムの設置	○	住宅に固定するものを対象とする
太陽光発電装置の設置（蓄電池を含む）	○	住宅に固定するものを対象とする 売電収入を目的に設置するものは対象外
リフォーム工事に伴う廃材の運搬及び処分費	×	
工事の設計及び監理費	×	
耐震補強工事	○	耐震診断、設計費用は対象外
この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定